

News Release

適格請求書発行事業者登録の通知とご依頼について

2023年10月1日から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が予定されており税務署長に申請し登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」の保存が義務付けられる事となります。

TTKきずな光におきましては、「適格請求書」の交付を要望されるお客様に対して無償サービスとして提供している「TTKきずな光ご利用明細書内訳」に登録番号並びに税区分を記載の上、毎月メールにて送付させていただき対応とさせていただきます。「適格請求書」の交付を要望されるお客様におきましては、下記内容をご確認いただきご対応いただきます様お願い申し上げます。

1. 登録番号

・株式会社 T T K : T5-3700-0100-4355

2. 適格請求書対応時期

・2023年10月ご利用分から

3. ご確認事項

・「TTKきずな光ご利用明細書内訳」を毎月メールでお送りするサービスをお申込みされていないお客様に対して別途、書面にて適格請求書交付に関するご案内を郵送にてお送りさせていただきます。適格請求書の交付を要望されるお客様におきましては、書面をご確認の上、ご対応いただきます様、よろしくお願いたします。

4. お問い合わせ先

TEL : 0120-229-267

Mail : ttk-kizunaannounce@ttk-g.co.jp